

## 東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書

東京電力株式会社は、今年4月からの事業者向け電気料金の値上げに続き、7月1日から家庭向け電気料金を平均10.28%値上げする案を国に申請している。

国主催の公聴会では、「1兆円という途方もない規模の公的資金を投入するのに、電気料金を上げることは許せない」、商店街からの「規模の小さな事業者は値上げ分を価格に転嫁できず、経営が厳しくなる」など多くの反対意見が上げられており、相次ぐ値上げは、中小企業・商店の営業と個人消費を一層停滞させ、国民生活と日本経済を悪化させる要因になりかねない。

一方、東京電力の家庭向け電力は、全販売量の38%であるにもかかわらず、営業利益に占める割合は91%に上り、全販売量の62%を占める事業者向け電力で生じた赤字を家庭向け電力の利益で補填しているのが近年の実態となっている。

また、東京電力は、発電に要した費用を全て電気料金に反映させる総括原価方式を採用しているが、日本の電力業界は、液化天然ガスなどを世界最高の高値で輸入している上、国の「東京電力に関する経営・財務調査委員会」は、東京電力の電気料金算定の基礎となる見積りが直近10年間で実際の費用より6,186億円も高かったことを指摘しており、さらに今回の値上げの要因の中には福島原子力発電所の事故対策費用が含まれているともされ、このような値上げを国民に押し付けることは許すことができない。

よって、国におかれては、東京電力が申請している今回の家庭向け電気料金の値上げによる国民生活への影響を回避するための方策に万全を期されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

経済産業大臣